★現物支給(通勤定期券)があるときは?★

(ケース)

・6ヶ月分の通勤定期券(現物)が支給されたとき

()は支払基礎日数	基本給	通勤定期券(6ヶ月)	通勤定期券(1ヶ月)	残業手当	合計		
4月 (30)	243,000	39,000	6,500 (39,000÷6)	30,400	279,900		
5月 (16)	130,000	0	6,500 (39,000÷6)	29,800	_		
6月 (30)	243,000	0	6,500 (39,000÷6)	31,000	280,500		
				総額	560,400		
				平均額	280,200		

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

	② 被保険者番号							④ 被保険者の氏名						② 生年月日			金性	別		② 従前の標準報酬月額						Ġ	② 従前の改定月・原因			ă
	報 酬 月 額													∰ 3ヶ月の総計			② 適用年月				Ø									
e	学 算能対象月の報酬 文本基礎目象				Ø	通貨による ものの額		Ø	655		すによる のの額		1	合計		② 平均額			⑤ 修正平均額			温及支料数 界(降) 指差の月数 界(降) 指月								
												_							② 決定後の標準報酬月額											
Ø	⑦ 厚 键 124						大阪 一郎				ß	∞ 5.29.7.15			1.15	⊕ ,	8	团链前	240	千 円	Ø	年	9	月	®		年	9	月円	
			月	Π		ь			273	.40) 円			6.50	6.500 円		21	9.900 円		安然計	560.400	円	®修正平均 円			1	年 固定資金 変動 [有 ﴿			押
ළ	•	5	Я	1	6	ь	Ø		130.000 円				න		6.500 円		- 円		円	②平均 280.200 円		現物によるものの) 備考				
		6	月	3	1	Ь			274	.00) 円			6.500 円			28	30.500 円		②決定	^{決定} 280 千						•			

(説明)

- ・ 一度に複数月分の通勤定期券が支給されたときは、平均して 1 ヶ月当たりの金額を「⑦現物によるものの額」に記入してください。一度に通勤手当のように通貨として支給されたときは、同様に平均して、「⑦通貨によるものの額」に記入します。
- ・ このケースでは、5 月の「②支払基礎日数」が 17 日以上ないので、2 $_{\it f}$ 月の「②平均額」により、「②決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・ 「②決定後の標準報酬月額」=280千円(21等級)
- ・ このケースでは、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じていますが、5月の支払基礎 日数が17日未満であること、固定賃金の変動がないことから(随時改定=月額変更届)には該当 しません。